相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市安佐南区相田三丁目四六番、最後の住所広島県福山市松永町三丁目一八番四三号　大西屋浜ハイツA―一〇二

被相続人　亡　上岡　崇司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

事務所広島県福山市西町一丁目一〇番六号　フジイビル三F

相続財産管理人　司法書士　髙村　昌吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県四万十市麻生一二〇番地、最後の住所高知県四万十市秋田五三八番地

被相続人　亡　森　順一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

高知県四万十市中村一条通一丁目三六番地

相続財産管理人　木村　護

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県小郡市津古一三〇六番地、最後の住所福岡県小郡市津古一二九三番地三

被相続人　亡　緒方　好孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

福岡市中央区赤坂一丁目一六番一三号上ノ橋ビル六階　相続財産管理人　堺　祥子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県菊池郡大津町大字大津七〇二番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　清原　フサ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

事務所熊本市水前寺一丁目四番三一号　司法書士法人小屋松事務所

相続財産管理人　司法書士　小屋松徹彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市字屋富祖二四〇番地、最後の住所沖縄県浦添市字屋富祖二四〇番地一

被相続人　亡　名嘉眞ヨシ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年一月二十八日

沖縄県浦添市屋富祖三丁目四番七号

相続財産管理人　名嘉眞　清

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十三年一月二十八日

一　墳墓等所在地　京都市左京区法皇寺町四四八番地の一

一　墳墓等の名称　本山要法寺墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　本籍不詳につき墓地番号及び氏名　A区い―一五大木康子、A区え―一〇船橋弘、A区え―一三渡辺俊勝、A区え―一七小牧一隆、A区て―八山際、A区て―一〇不詳、B区お―四不詳、B区お―五不詳、B区か―一二高橋貞男、B区か―一五藤木時枝、B区き―二不詳、B区き―一九藤原、B区き―二〇田口、B区く―二小国、B区く―七堺屋、B区く―八信市、B区く―九津山、B区く―一〇みの藤、B区く―二一不詳、B区く―二二不詳、B区く―二三不詳、B区く―二四不詳、B区く―二五不詳、B区く―二六不詳、B区け―一丹波屋、B区け―一一丹波屋、B区け―一二安藤、B区け―二一安藤、B区け―二二玉置、B区こ―一六徳永大二、B区こ―一九小牧浪江、B区さ―七福枡、B区さ―十小見山、B区さ―十一藤沢・中邑、B区さ―一四小牧、B区さ―一六古巻武、B区さ―二二袋や、B区さ―二八小見山、B区し―二山田んめ、B区し―十一露屋利八、B区し―一九袋や、B区し―二六勝山亀太郎、B区し―二七小倉、B区す―三石垣、B区す―二四葛岡、B区す―三一浦井康、B区す―三二浦井康、B区す―三三寺田、B区す―三九千原、B区せ―二丹後屋、B区せ―四大阪屋、B区せ―五丸町、B区せ―七浦井康、B区せ―一八丹利、B区せ―二〇西田、B区せ―二八大阪屋、B区せ―三一仁兵衛、B区せ―三二炭長、B区せ―三四笹尾光太郎、B区そ―五棚橋、B区そ―七近江屋、B区そ―八藤田、B区そ―二一谷口巌、B区そ―二六小川、B区そ―二九佐々木、B区そ―三〇佐々木、B区た―三清水、B区た―八木屋、B区た―十一朝山、B区た―一二初田光夫、B区た―一四初田憲治、B区た―一五初田憲治、B区た―二一安田、B区ち―八丸屋、B区ち―一四佐藤、B区ち―一六高橋、B区つ―八八木かずこ、B区と―五五輪、B区と―九不詳、B区と―一〇不詳、B区と―十一不詳、B区と―十二不詳、B区と―十三奥山、B区と―一四不詳、B区と―一五不詳、B区と―一七不詳、B区と―一八不詳、B区と―一九不詳、B区と―二〇田中清、B区な―五太田、B区な―六太田、B区な―七太田、B区な―十一桜井

一　改葬を行おうとする者　京都市左京区法皇寺町四四八番地　本山要法寺墓地管理者　岩崎　広義

投資顧問業者営業保証金取戻し公告

投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令（平成十九年内閣府・法務省令第五号）第二条第一項の規定により次のように公告します。

一、供託者の商号　東京キャピタルマネジメント株式会社

二、所在地　東京都中央区新富一丁目一四番一号

三、代表者の氏名　早川　敦士

四、営業所名　本店

五、取戻しをしようとする営業保証金の額

金五、〇〇〇、〇〇〇円

六、右の者（登録番号関東財務局長第一七五一号）の営業保証金につき証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第六十六号）第四十条第三項の権利を有していた者は、平成二十三年七月二十九日までに投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令別紙様式第一号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第二課に提出して下さい。

七、前項の申出書の提出がないときは、配当手続から除斥されます。

平成二十三年一月二十八日

東京都中央区新富一丁目一四番一号

東京キャピタルマネジメント株式会社

代表取締役　早川　敦士

埼玉県県営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第一項の規定に基づき、埼玉県に代わって県営住宅及び共同施設（以下「県営住宅等」という。）の管理を行うことになったので、同条第二項の規定に基づき次のとおり公告する。

一　管理を行う者の名称

埼玉県住宅供給公社

二　管理を行う県営住宅等

埼玉県県営住宅条例施行規則（昭和五十一年埼玉県規則第四十二号）別表に掲げる県営住宅等

三　管理の内容

イ　法第三章の規定による県営住宅等の管理（家賃の決定並びに家賃、敷金その他金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）を行うこと。

ロ　前記イに付随する業務を行うこと。

四　管理を行う期間

平成二十三年四月一日から

平成二十八年三月三十一日まで

平成二十三年一月二十八日

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目一二番一〇号

埼玉県住宅供給公社

理事長　水島　茂